

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第6回 「女性社外役員候補者名簿提供事業」が始まります！

男女共同参画推進本部事務局次長 的場 美友紀 (52 期)

1 女性社外役員候補者名簿提供事業について

この度、東京弁護士会は、女性社外役員候補者名簿を作成し、女性社外役員の起用を検討する上場会社に対して提供する事業を開始することになりました。

この試みは、政府の成長戦略の一環として、上場会社をはじめとする企業の女性役員の登用が推奨され、女性弁護士はその給源として大きな期待がかけられていることを踏まえたものであるとともに、私たち弁護士が今後活動領域を拡大し、コーポレート・ガバナンスの領域で社会に貢献してゆくための重要な足掛かりともなり得るもので、従来とは違う形での、弁護士と企業との新たな接点となるものと捉えています。

また、この事業に関しては、内閣府男女共同参画局から、日本弁護士連合会を通じて協力要請を受けているところであり、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び大阪弁護士会をはじめ、各地の弁護士会で女性弁護士社外役員候補者名簿の提供事業への取り組みが進められています。

2 名簿登録要件等

本事業の実施に当たり、2014年10月7日の常議員会で「女性社外役員候補者名簿の作成・提供事業に関する実施要領」を審議、承認いただきました。

同実施要領に定められている名簿登録要件は、次のとおりです。

- (1) 弁護士登録（外国法事務弁護士特別会員にあっては外国法事務弁護士登録）の期間が通算して7年を超えていること。
- (2) 東京弁護士会倫理研修規則に規定する倫理研修を全て履修していること及び推進本部が指定するその他の研修を受講すること。
- (3) 弁護士賠償責任保険の被保険者であること。
- (4) 過去に懲戒処分を受けていないこと（業務停止の期間が満了した日から3年を経過している場合及び戒告の処分の効力が生じた日から3年を経過している場合を除く）。

具体的な名簿登録の方法や、当本部が指定する研修等は、会員サイト等で、別途ご案内をさせていただきます。

また、本事業は、来年度の役員選任にも役立てていただけるよう、本年12月中には名簿の提供を開始する予定としています。

3 最後に

当本部では、今後、実際に、本事業で作成した名簿を企業に活用していただき、社外役員の登用につなげていくために、企業に経営者が社外役員に何を期待しているのかといったニーズ調査や、広報活動等への取り組みを検討していきたいと考えております。

ぜひ、多くの女性会員に名簿登録をいただけることを期待しております。